

中国管内5県に本店を有する
国土交通大臣許可業者の皆様へ

建設業許可に係る「許可証明書」の交付について

中国管内5県のいずれかに「主たる営業所」が所在する国土交通大臣許可業者に係る許可証明については、許可業者よりの申請に対して原則として3ヶ月間に1部のみ交付致します

ただし、許可の更新や業種追加、業種の一部廃業を行った場合、代表者が変更となった場合等で、既に交付している「許可証明書」の内容が無効となった場合については、この限りではありません。このような場合には、当課担当者までその旨をお申し出下さい。

許可証明の申請にあたっては、下記要領に基づき、「許可証明願」を提出して下さい。なお、「許可証明書」の交付は、「許可証明願」を当課において受理した日の翌日以降に、申請者あて郵送致します。（当課へ「許可証明願」を持参された場合についても、「許可証明書」の即日交付はできませんのでご了承下さい。）

記

1. 申請に必要な書類等

①許可証明願

②返信用封筒（切手を貼り、宛名書きをしたもの）

※中国地方整備局建政部の窓口で受け取りを希望される場合は不要です。許可証明願にその旨と連絡先を記載して下さい。

2. 手数料

無料

3. その他

郵送により申請される場合は、封筒の表に「建設業許可証明願」と朱書きで記載して下さい。当課へ「許可証明願」を持参された場合についても、「許可証明書」の即日交付はできません。発行までに1～2週間程度時間を要しますのでご了承願います。

4. 提出先／問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 あて
〒730-0013
広島県広島市中区八丁堀2-15
TEL 082-221-9231（内線6145）

平成 年 月 日

国土交通省 中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課長 殿

許 可 番 号 国土交通大臣 許可 第 号
所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 役 職 氏 名 印

建 設 業 許 可 証 明 願

〇〇〇〇のため、当社が建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業許可を有していることを証明願います。